

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	b		商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。		z1000002	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5019	50190001	11	日本商品投資顧問業協会(会長 牛嶋英博)	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるように、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果(平成15年度早期に公表)」において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	
浄化槽法第2条	・汚水処理施設の整備にあたっては、各都道府県が、各々の処理方式の特性等を考慮し、市町村の意見も反映した上で効率的かつ適正な全県的な配置計画(都道府県構想)を策定しており、農業集落排水事業は、この構想にもとづき実施されている。一旦策定された構想は、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しが行われる仕組みとされているところである。 ・農業集落排水事業は、社会情勢等の変化に応じて、地方公共団体の裁量により処理区域の計画変更が可能となっており、また、農業集落排水事業と浄化槽の設置については、一体的な計画の下に、環境省と連携を図りつつ実施する制度が整備されているところである。 ・農業集落排水事業においては、地方公共団体がPF手法を活用して、農業集落排水施設を整備することを可能としているところである。	d		・処理区域の変更と民間事業者の参入については、現在の仕組みの中で対応可能である。 ・下水道法(下水道施設の定義の拡張)については回答する立場がない。		z1000003	国土交通省、環境省、農林水産省	下水道事業の多角化と民間開放	5020	50200002	11	㈱NJSE&M	2	下水道事業の多角化と民間開放	・下水道施設の定義を個別処理方式の施設に拡張する。 ・集合処理区域と個別処理区域を厳格に線引きせず、個別事情に応じて処理方式を選択し、一体的な整備を可能にする。 ・民間の下水道事業者を認める(既存施設はリース)	・市町村の財政事情から集合処理方式の整備が事実上断念されている地域で、集合処理方式、個別処理方式を組み合わせたい。 ・個別処理区域においても、複数世帯を集合処理した方がよい区域もある。このような細かい事情を考慮しながら2つの区域を線引きすることは現実的でなく、一体的に整備する方が必要である。	・集合処理と個別処理の所管省庁がバラバラになっているため、効率的な事業計画を立て難い状況にある。 ・集合処理区域は厳格に線引きされていて、その変更を機動的に行うことは想定されていない。このため、個別処理方式への変更が円滑に行われにくい状況にある。 ・民間事業者として上下水道事業を一体として運営できるようにすれば一層の効率化が可能となる。(上記要望1参照)	
土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第1項	国営土地改良事業において、当該事業によって利益を受ける市町村の負担金については、事業完了の翌年度から支払期間を17年(2年の据置期間を含む。)、利率を年5分とする元利均等年賦支払の方法により支払うこととされている。	c		国営事業の都道府県の負担金は、借入金を財源とするため、その支払利率は借入金利率を基礎として農林水産大臣が定めるものとされており、事業実施の翌年度から13年(2年の据置期間を含む。))の元利均等年賦支払とされている。一方、市町村等の負担金は、事業実施中は国が無利子で立て替え、事業完了の翌年度から年5分の利率、17年(2年の据置期間を含む。))の元利均等年賦支払の方法で支払うこととなっており、事業実施中には受益者等が資金手当を心配する必要がないにと、事業完了後には繰上償還が認められていること等の受益者等にとって利点があるものとなっている。この利点を考えれば、現行制度の見直しは慎重な検討が必要である。 また、平成14年度から、この繰上償還が可能であることを活用し、市町村負担分について完了の翌年度に全部一時支払いする場合には、一般公共事業債の対象とする財源対策が行われているところである。		z1000004	農林水産省	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率の平準化	5027	50270001	11	武生市	1	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率の平準化	国営土地改良事業における市町村負担金償還利率は年5分と規定されているが、都道府県がこの負担金を負担する場合は、「事業費の財源とされる借入金利率を基礎として農林水産大臣が定めた率」となっており、運用が規制的であり不平等感が生じているため平準化を行う。	武生市が行う事業は平成18年度より供用開始する事から受益市町は事業負担金と維持管理負担金が生じ財政負担が大きくなるものであります。このようなことから、当該施設の維持管理事業を円滑に推進する上でも実情に応じた償還利率としたい。	市中金融機関の貸出金利が低い中、年5分の利率は算定根拠があいまいであり、市町村財政が緊迫している中、平準化を求めたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)第4条第2号並びに第5条第2号及び第3号	1 玄米及び精米(容器に入れ、又は包装されたものに限り、)については、JAS法に基づき定められた玄米及び精米品質表示基準により、名称、原料玄米、内容量、精米年月日等の表示が義務付けられている。 2 このうち、原料玄米を表示する際に、当該玄米が国内産にあっては農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明を受けたものでなければ、産地、品種、産年を表示することはできず、検査を受けていないものは、「未検査米」等と表示しなければならないとされている。	c		1 米については、産地、品種、産年について消費者の関心が特に強い。しかし、精米されて店頭に並ぶと一般消費者はその中身を見分けることが不可能である。特に包装された米については、消費者にとって表示が「唯一の情報源となることから、精米表示の根拠を明確にすべきとの要請が強い。 2 このため、JAS法に基づく表示制度では、包装された米について、表示の根拠として農産物検査法による証明を受けた原料玄米についてのみ精米の産地、品種及び産年の表示を行わせることにより、表示の正確性を期し、消費者における米の表示の信頼性の確保に努めているところである。 3 なお、直売等において、包装されていないばら売りの方法が考えられるが、この販売方法においては、対面販売となり消費者に対して表示以外に情報提供が可能であること、包装されている米と異なり転売等他に流通されることがないと考えられることから、店頭での表示に関し、農産物検査による証明は義務付けていない。		z1000005	農林水産省	農家の直売にかかる米の検査の撤廃・改革	5033	50330001	11	西田正史	1	農家の直売にかかる米の検査の撤廃・改革	農家が自分で作ったお米を検査しないで販売させて欲しい	農家自身が丹精込めて作ったお米を販売するのに、検査を受けなければ、表示をして販売する事ができない。しかし、その検査は表示内容の検査をするのに十分でなく検査の必要性に疑問がある。また、検査は農家にとって大変な労力や経費がかかる。(不正がおこなわれたときの罰則はあって当然)行政改革により検査も民間に移行してからは、いぜんより大変やりにくくなった。表示と中身の確認方法はもっと他にもあるはずと考えられる。	表示内容(産地、銘柄・産年)が検査で十分な確認ができないと思われる。検査は農家にとって大変な労力、経費がかかる。販売で大切な事前の検査より消費者が購入する時点での表示と中身が一致しているかである。(店頭などの抜き打ち検査などはよいと思う。)販売農家が責任を持ち自意識を持って栽培、販売することになる。身近なJA出荷の米値は下落の一方で農家はすでに気力を失っている、自力で販売しようとするとき、今までの検査は農家に重荷を課している。	直売の(生産者がわかる米の販売)の場合を言っているのです。
	非常勤職員の採用については、ハローワークへの求人及びホームページ掲載による公募で行っているところである。	d		民間の求人メディアの活用は現行制度で可能。なお、現在の公募で公平性は確保できず、新たな予算措置の必要はない。		z1000006	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。	民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。		
農地法第4条第1項、第5条第1項、農地法附則第2項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	c		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点から踏まえ、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。 この権限配分については、農地制度の根幹に関わることから、現在、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けて行っている農地制度改革の検討の中で、優良農地の確保と農地転用許可制度の在り方について検討を行っているところであるが、現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え、規制の運用が地方行政にゆだねられていることが厳格に運用されていない原因の一つであると指摘し、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申を踏まえる必要があること、現場の農地行政を預かる農業委員会系統組織から慎重な検討を求められていることを考慮に入れ、慎重に検討する必要がある。		z1000007	農林水産省	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	5048	50480001	11	兵庫県農林水産部農林水産局農地調整室	1	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	市街化区域外の2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地の転用もしくは転用のための権利移動に当たり当該の間、必要とされている農林水産大臣の事前協議を廃止する。(農地法附則第2項の削除)	当該事前協議は、事務処理に相当の日数を要すること(知事許可の場合の標準事務処理日数は6週間、農林水産大臣協議が必要な場合は10-14週間程度)、協議は国の責務に適正に対応するとの観点からの措置とされているが、大臣の同意まで求める趣旨のものではなく、実際の協議も地方農政局に対する事業の概要説明に留まっており、許可の可否に影響を及ぼすような具体的な意見等を提示されたこともないため、その実益が乏しいと言わざるを得ないこと、理由から2ヘクタール以下の自治事務と区別して調整する必要性が乏しく、迅速な事務処理の観点から農林水産大臣の事前協議を廃止すべきである。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
農地法第4条第1項、同法第5条第1項、農振法第13条	農用地域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。 農地を農地以外のものにする場合には、農地法の規定に基づく許可が必要である。	d		提案の地区は、地元の要請を受けて国費等を投入して開拓造成された農地であり、基本的には農地として有効活用されるべきと考える。 なお、提案概要では設置しようとする施設の位置等は不明であるが、現行制度においては、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たす場合には、市町村は農業振興地域整備計画を変更して農用地域から除外することは、不可能ではない。 また、地域の農業の振興に資する施設として、都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設に該当する場合であって、他法令の許認可が得られる等の要件を満たす場合には原則都道府県知事の農地転用許可を受けることは、不可能ではない。		z1000008	農林水産省	喜多市雄国地区における遊休農地の活用について (1.農地法の規制緩和2.農振法の規制緩和)	5051	50510001	11	大岩建設工業株式会社	1	喜多市雄国地区における遊休農地の活用について (1.農地法の規制緩和2.農振法の規制緩和)	喜多市雄国地区において、遊休農地の解消、家族のコミュニケーション及び高齢者の体力増強と憩いの場として、農産物販売所、宿泊施設レストラン、パークゴルフ場を建設し、その周辺農地を市民農園等に利用したいため、農地法及び農振法の一步踏み込んだ緩和を要望する。	喜多市雄国地区において、遊休農地の解消、家族のコミュニケーション及び高齢者の体力増強と憩いの場として、農産物販売所、宿泊施設レストラン、パークゴルフ場を建設し、その周辺農地を市民農園等に利用したいため、農地法及び農振法の一步踏み込んだ緩和を要望する。	現在、喜多市では喜多市雄国地区開拓事業が完了した畑地に関し、遊休農地解消を目的としたアグリ特区指定をし、我々も参入した次第です。しかしながら現地の状況は畑の表土は無いに等しく、(農業に従事する者)として5年ほど前から当該農地の一部を取得し、客土をしながら耕作に取り組んできました。しかしながら農産物の生産性は上がらず、今後の農業経営に対し閉塞的な状況にあり打たれず事業として成り立ちません。農産物生産事業に加入して、土地の有効活用が可能なれば多様な事業展開が考えられます。雄国地域はたいへん風景明瞭な場所であり、人々の心を癒す地域であります。この雄国地域の当該畑地の一部を、農産物生産だけの場所としてではなく、子供の情操教育、家族のコミュニケーション、高齢者の体力増強、広範囲の人々が楽しく汗を流す交流の場所として市民が普通に思い描く施設を建設するために利用したいと考えており、このこととして畑地の一部を利用したいので、農地法及び農振法の規制の対象から除外していただきたく要望いたします。	週刊文庫の記載記事
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b		国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始している。		z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。	
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b		国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始している。		z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各官庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	本年6月に同要望を提出したが、各官庁の対応が異なり、統一的な対応が求められる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
<p>〔農協共済関係〕 ・農業協同組合法 § 10、12、16、22 ・農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について、(平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知)</p> <p>〔漁協共済関係〕 水産業協同組合法 § 18、100の2、100の3、水産業協同組合法施行令 § 11</p> <p>〔森林組合共済関係〕 森林組合法第9条第2項第11号、第8項</p> <p>〔検査関係〕 ・協同組合検査実施要項(別添5共済事業実施機関に係る検査マニュアル)(平成9年10月1日9組検第3号大臣官房協同組合検査部長通知)</p>	<p>〔農協共済関係〕 ・ 農業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。</p> <p>〔漁協共済関係〕 水産業協同組合法及び水産業協同組合法施行令に基づき、必要な監督。</p> <p>〔森林組合共済関係〕 ・ 森林組合は林業に関する共済事業を行うことが可能であり、森林組合の行う事業については、森林組合法に基づき、必要な監督。</p> <p>〔検査関係〕 ・ 農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び左記通知により検査。</p>	c	d	<p>・ 員外利用・准組合員制度は、地域住民の利便、組合経営の安定に寄与するとの趣旨から設けられているものであり、廃止は困難である。なお、左記法令等に基づき各共済の員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理について、指導・監督を行っている。</p> <p>・ 購買・販売、信用、共済等各種事業を総合的に実施しており、経営の意志決定、法令遵守プロセス等は各種事業共通であるところが多く、それぞれの事業の実施に当たってもお互いのシステムを利用し合うなど、密接に結びついている。したがって、業務・会計の適正性を効果的に検証するためには、共済事業の検査だけを切り離し、他業態における共済事業の検査と一元化することは適当とは考えられない。</p>		z1000010	農林水産省、経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化(新規)	5056	50560174	11	(社)日本経済団体連合会	174	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化(新規)	各種法令で認められている共済事業について、共済としての特定性を明確化するともに、対象範囲を限定すべきである。具体的には、員外利用の禁止、員外利用を重直に廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化、「准組合員」制度の廃止、「准組合員」制度が廃止できない場合は「准組合員」の基準厳格化、検査の一元化、を行うべきである。	特定の集団を対象とする共済事業においては、その特定性が明確でなければならぬ。また、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はない。上記要望項目の実現により、認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果がある。	特定の集団を対象とする共済事業において、その特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。	
<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条 同法施行令第13条</p>	<p>麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参照し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内で、外国産麦の売買差益を国内産麦に対する財政負担に充てることを基本に決定されている。</p>	c	-	<p>小麦については、国家貿易により安定供給が図られており、小麦と競合関係にある小麦粉・小麦粉でん粉等も国家貿易により管理されている。</p> <p>同じく競合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても一定の関税が賦課され、製粉企業の国際競争力の確保に十分留意し、運用されている。また、小麦の政府売渡価格については、食糧法のもと、外国産麦の売買差益を国内産麦に対する財政負担に充てるコストプルー方式によることを基本に決定されているが、一方で、麦会計は大幅な赤字が継続し、多額の財政負担となっているのが現状である。</p> <p>外国産小麦の売渡価格のあり方については、現在、麦政策全般の見直しの中で検討されている状況であり、現時点で、今回の要望を措置することは困難である。</p>		z1000011	農林水産省	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	5056	50560242	11	(社)日本経済団体連合会	242	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。	小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70・80%の関税が課せられているのと同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、製粉企業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。また、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。「麦政策の再構築に向けた中間論点整理」(2004年8月11日)において、「現行のコストプルー方式については、国内産麦に係る財政負担の急増への対応と、安価な小麦粉調製品・小麦二次加工製品の輸入増の中での製粉企業の国際競争力の確保への対応をいかに図るかという課題がある」とされていることを踏まえ、検討すべきである。	生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプルー方式によって外国産小麦の売買差益で賄われており、その結果、製粉企業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7・1.8倍となっている。	
<p>関税率法第9条の2第1項 関税暫定措置法第9条の6第2項 関税割当制度に関する政令第1条、第2条第5項 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条</p>	<p>いもでん粉の原料であるばれいしょ及びかんしょは、北海道及び九州の畑作農業を支える基幹作物である。また、収穫された原料は地元工場 でん粉に加工されるなど、地域経済上も重要な役割を担っている。このため、国内産いもでん粉と輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチの価格差を踏まえ、関税割当制度を講じているところである。</p>	c	-	<p>でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保する必要がある。</p> <p>現在、とうもろこし(播種用、爆裂種及び飼料用以外)の通常の関税は、50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率であるが、コーンスターチ用とうもろこしについては、関税割当制度の下で、国内産いもでん粉の購入を条件として、関税を無税とする措置を講じているところである。この措置の下での、国内産いもでん粉の購入比率については、引き続き、需給状況に応じて適正に設定して参りたい。</p> <p>なお、国内産いもでん粉については生産性の向上を図り、コスト低減に努めるとことにより、コーンスターチ用とうもろこしに係るユーザー負担の軽減に努めて参りたい。</p>		z1000012	農林水産省	とうもろこしの関税割当制度の見直し	5056	50560243	11	(社)日本経済団体連合会	243	とうもろこしの関税割当制度の見直し	コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和するべきである。	同様の要望に対する6月集中受付月間の農林水産省回答には、「でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保するため、一定の国境措置が必要である」とあるが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、今後はわが国農業の構造改革を推進し、競争力のある農業経営が相当なシェアを担う農業構造をつくっていくなければならない。よって、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。 <p>なお、これらが縮小・廃止された場合に影響を受ける一定の農業経営に対しては、所得減を補償する品目横断的な直接支払いなど、既存の農業予算の組換えにより、国内措置として新たな支援策を導入するべきである。</p>	コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国内いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
砂糖の価格調整に関する法律第3条、第5条～第8条、第19条、第20条	砂糖の原料であるてん菜及びさとうきびは、北海道及び鹿児島県、沖縄県の畑作農業における基幹作物であり、地元工場で製糖されるなど、地域経済上重要な役割を担っている。このため、砂糖を輸入する場合には、国内の甘味資源作物生産の振興や国産糖企業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため、輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。一方、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付し、国産糖企業の健全な発展を期するとともに、甘味資源作物生産農家の農業所得の確保を図っている。	c		国内産糖の製造コストを削減し、砂糖の内外価格差の縮小に資するよう、2000年10月から、現行の糖価調整制度を導入したところである。これにより、国内産糖及び甘味資源作物の価格形成の仕組みについては、砂糖の需給、価格動向等の市場評価を反映させることにより、主体的なコスト削減を促進していくこととされた。(例えば、最低生産者価格については、農業バリエーション指数に基づく算出方法から、生産条件や需給事情等を参酌して定める方法に変更された。)なお、現在、市場原理の導入など、現行の糖価調整制度・施策の在り方について幅広く検討を行っているところであり、引き続き、最低生産者価格及び国内の砂糖価格の引き下げに努めてまいりたい。		z1000013	農林水産省	砂糖の価格制度の更なる見直し	5056	50560244	11	(社)日本経済団体連合会	244	砂糖の価格制度の更なる見直し	現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。		「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえ、適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようすべきである。	砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖開港の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産者対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。
農地法第2条第7項、構造改革特別区域法第27条	農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成員要件及び業執行役員要件の4つの要件を満たす農業生産法人に限定されている。なお、構造改革特区にあっては、農業生産法人以外の法人であっても、農地法の特例により地方公共団体等から農地を借り受けることが可能となっている。	b() c()		農地の権利取得は、農地をきちんと農業に使うことができる者に認める必要がある。他方、株式会社は一般に株主次第で経営方針が変わり、事業が一定しない。このため、農地の権利を取得しようとする株式会社は、例えば、農業の継続が図られ、かつ、農業に携わる方が中核になっているなど、農業生産法人の要件を満たす必要がある。一般の株式会社等に農地の所有権取得を認めることについては、現段階では弊害の有効な歯止め策が見当たらず、困難である。構造改革特別区域法による特別措置において、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において、市町村等との協定締結を条件とし、協定に違反すればリース契約を解除する条件で、リース方式での一般の株式会社等の農業参入が可能となっている。これらの措置については、弊害の発生が認められなければ全国展開するとされている。リース特区については、調査の結果弊害の発生は認められなかったことから、今後、評価委員会による評価を待った上で、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、次期通常国会に所要の改正法案を提出する予定である。		z1000014	農林水産省	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入	5056	50560245	11	(社)日本経済団体連合会	245	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入	農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。	株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた「中間論点整理」においては、「農地の権利移動規制については、農地の権利取得時に求められる要件が厳しく、意欲ある人材の農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである。」()農業生産法人制度についても、事業範囲等についての要件が厳しく、事業の多角化や農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである。等の意見を踏まえ、農地の効率的な利用を促進する観点から、規制のあり方の検討を行う必要がある」とされていることを踏まえ、要望の早期実現を要望する。	農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率の低い農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。	
農産物検査法(昭和26年法律第144号)、農産物検査法(平成7年政令第357号)、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)	ビール大麦は、契約数量、契約価格及び品質等の契約栽培基本条件について、生産者(団体)と実需者団体との間で3年ごとに自主的に協議・決定を行って契約等により流通している。その民間同士の契約の中で、農産物検査法の品位等検査を義務付けている。ビール大麦の検査規格は平年作を想定した1・2等と風水害、病虫害など災害を受けたときに生産される品質を想定して設けられた等外上に区分されている。現在の農産物検査規格では、たんば(質含量)については、成分検査項目として米穀及び小麦について任意検査として実施されているが、ビール大麦は対象とされていない。農産物検査規格については、規格の設定、変更又は廃止をしようとするときは、農林水産大臣が農産物検査法第11条第3項の規定に基づき農産物の検査等に関し学識経験者を有する者及び意見を聴き、定めている。	b	たんば(質)の導入、及び整粒歩合の改正	要望内容の粗たんば(質含量)の項目及び整粒歩合を95%以上とすることについては、既に生産者団体とビール醸造組合との間で交わされている契約栽培基本条件の受入品質基準に盛り込まれているとともに、農産物検査の結果いかに関わらず基準を満たさない麦については、返品も含め契約当事者間で処理されていると聞いている。等外上については、契約栽培基本条件においても、災害等のやむを得ない事情により発生した場合に限り、果別、契約会社別の等外上麦買入限度数量を実需者と生産者側で協議し決定することとされており、実需者は、この買入限度数量を超えた買入れは行う義務はないと聞いている。また、品質不適当なものについては、契約当事者間で協議の上、処理されていると聞いている。したがって、農産物検査の検査結果をもって直ちに買入れの対象となっているものではないと考えられる。なお、農産物検査規格を変更するためには、農産物検査法に基づき関係者の意見を聴き、同意により変更することとされており、今後、農産物検査規格の見直しが行われることを踏まえ、農産物検査法に基づき関係者の意見を聴き、検討してまいりたい。		z1000015	農林水産省	国産ビール大麦の品質規格の見直し	5056	50560246	11	(社)日本経済団体連合会	246	国産ビール大麦の品質規格の見直し	農産物規格規程のビール大麦の品位規格において、粗蛋白質含量の項目を新たに導入すべきである。整粒歩合を95%以上(2.5mm篩目ふるい)に強化すべきである。買入れざるを得ない状況から「等外上」を削除すべきである。	国産ビール大麦の品質向上につながる、業界の望む品質の原料を入手することが可能になる。	ビール大麦の品質に関する国の規格と、業界と生産者団体間の契約()に定めた規格の整合性が取れていない。具体的には、ビール業界と生産者団体間の契約において定められた品質規格を国の規格が下回っているため、生産者における品質改善の取組が遅れる原因になっている。また、等外上麦は災害等やむを得ない状況で発生した場合のみ購入する契約となっているが、国の検査でビール大麦として合格しているため、買入れざるを得ない状況にある。ビール醸造組合、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会および全国主食集荷協同組合連合会は、国産ビール大麦の品質向上を目指し、3年毎に、ビール大麦の契約栽培基本条件に関する覚書を交わしている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
関税法、家畜伝染病予防法、植物防疫法等	動植物を輸入する場合には、動植物検疫を受け、合格した旨を税関に示さなければ通関できない。	b		1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までの限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. 外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海上交通の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」については、関係府省が連携して、次期通常国会へ同条約を提出すべく検討を行っている。検討に際しては、FAL様式の採用を含め、簡易化等の措置を講じた上で締結することを予定している。		z1000016	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	5076	50760003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実際は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できるも項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	-	契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。したがって、契約内容の明確化を図るとい趣旨により交付を求めている契約時交付書面を、投資家は契約書により内容を把握しているという理由で撤廃することは困難である。		z1000017	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5086	50860021	11	社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	-	契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図るとい趣旨により交付を求めている契約時交付書面を、投資家は契約書により内容を把握しているという理由で撤廃することは困難である。		z1000017	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5092	50920021	11	オリックス株式会社	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面(16条書面)とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容(商品ファンドの概要)を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。」との回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差はないものの、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。		z1000018	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5086	50860022	11	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。投資信託との比較においては、理解しないまま契約締結するおそれについて格差はないものの、商品ファンドが主としてレバレッジ効果のある商品先物により運用されること等から、一般的にはよりハイリスク・ハイリターンという特性があり、販売業者によってより利殖性が強調されやすいものと認められる。このため、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。		z1000018	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5092	50920022	11	オリックス株式会社	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。本年6月、同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をうける時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。」との回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
なし	一部実施済	d	なし	海外出張に要する経費の一部についてクレジットカード決済を実施済である。		z1000019	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各官庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各官庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
農業協同組合法第35条第1項及び第2項 第36条第1項及び第8項		d	l	書面の保存義務については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び関係法令がH17年4月1日から施行されることから、電磁的方法による対応が可能となる予定。		z1000020	農林水産省	備え付け議事録等の電磁的方法による対応	5107	51070011	11	全国農協中央会・農林中央金庫	11	備え付け議事録等の電磁的方法による対応	主たる事務所、従たる事務所での定款・規約・規程・議事録、組合員名簿等及び事業報告書等の備え置きについて、電子的記録の作成をもって対応が可能となるようにする。		理事は、定款、規約、信用事業規程等を各事務所、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。また、総会、理事会及び経営管理委員会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備え置かなければならないが、農協法上、電磁的記録の作成についての定めがない。 農協法上必要とされる書類の作成を電磁的方法によることができれば、書類作成及び管理費等のコスト削減が期待できる。	
統計法 地方自治法 地方財政法等	統計法、地方自治法及び地方財政法の規定により、国がもつばらその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費については、国が措置すべきものとされており、適正に都道府県、市区町村に交付されているところ。剰余金が生じた場合は、返還されている。	c	l	統計調査委託費は、もつばら国の利害に係る事務に要する経費は当然に国が負担すべきものであることを踏まえ、国において委託費として交付しているものであり、交付金化になじむものではない。また、国が委託費として交付したものを、他の用途に充てては適当でない。 なお、当該統計調査の実施に要する経費に充てられる限り、弾力的な執行が可能となっている。		z1000021	総務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制度の導入)	5118	51180003	11	埼玉県草加市	3	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制度の導入)	国による市町村への委託事務に係る委託金(交付金)について、市町村の経費削減努力に報い、かつ国費の有効活用をはかるため、これを精算なしの「渡しきり交付金」へと改めることを提案する。	国指定統計調査事務、国政選挙事務等、国の委託事務については、国が標準的な仕様、単価等をもとに算出した委託金を、受託市町村等に渡しきりとする。市町村等は、この仕様の範囲内で受託事務を遂行し、残余が生じたときは、当該年度または翌年度に繰り越して、別途の費目に充当することができるものとする。 この点について、委託事務の効率的執行を促し、かつ国費の有効活用をはかる観点から、「渡しきり交付金制度」への転換を提案する。 これにより、受託市町村の経費削減努力を促し、当該事業の効率的な執行が期待できる。「使い切り主義」による冗費の発生を抑制でき、残余金を市町村が有効活用することを通じて結果として国費の有効活用となる。 市町村の創意工夫を通じて、国は委託事務の仕様等を改善することができる。 国、都道府県、市町村それぞれに生じる精算事務をなくせる。	国による市町村への委託事務は、国政選挙や各種の統計調査事務等、多数にのぼる。その経費を国が交付しているが、事務終了後に精算する方式をとっているものが多く、特殊な場合を除き、不足した場合に交付金が増額されることはないが、使い残が生じたときは国の委託事務については、国が標準的な金額を返還しなければならない。このため削減意欲が働きにくく、委託事業の限定された用途の範囲で、全額を使い切ることが慣行化している。 「渡しきり交付金」については、中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日、中央省庁等改革推進本部決定)の中で、独立行政法人の事業運営のための交付金制度として導入がはかられたところであり、用途の内訳をあらかじめ特定せず、かつ予定以外の用途に充てることや、翌年度繰越を認めたものとなっている。 この方式を市町村への委託事務にも適用することにより、削減努力がはかれる。またこのことは、市町村、都道府県、国それぞれに生じる精算事務の合理化にもつながる。間近に迫った国勢調査には巨額の国費が投入される。国政選挙に投じられる国費も大きなものがある。これらを有効に活用し、かつ地方のコスト意識や創意工夫力を高めるためにも、「渡しきり交付金方式」への転換を実現したい。	
【農林水産省所管の共済関係】 農業協同組合法 § 10、10の2、11の5、11の7～11の22、11の33～11の46、11の49、11の50、30、51、54の2、54の3、93～95の2、97の2 水産業協同組合法 § 34、123の2 農業協同組合共済事業指導要綱(昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知) 「水産業協同組合共済事業制度の運用について」(昭和59年1月23日付け59水漁第66号水産庁長官通知)	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	c, f	-	従来から、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところであり、さらに、農協の共済事業については、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、早期是正措置の導入や共済契約者の保護を充実するための措置等保険業法に準じた規制監督措置を導入したところ。 協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で販売や仕入などの事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて民間法人の法人税率と比較するのは適当ではない。		z1000022	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用(認可共済)	5120	51200026	11	欧州委員会(EU)	26	共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用	3a. 共済は、免許を受けた民間保険会社と同じ規制制度を適用すべきであり、新規引き受け業務を展開するために規制および課税に関する特権的地位を利用することを控えるべきである。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.3金融サービス(銀行業務、保険、証券) による。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
植物防疫法第5条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範囲に蔓延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。 2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。	b	III	1. 当該要望は、本年11月10日から12日に開催された日・EU規制改革対話(東京)でも技術的な協議を行ったところである。 2. 当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)や日・EU規制改革対話等の場で双方の植物検疫専門家間で協議を行うことが肝要であると考ええる。		z1000023	農林水産省	非検疫生物リストの拡充	5120	51200060	11	欧州委員会(EU)	60	非検疫生物リストの拡充	EUは日本側の非検疫生物リストが拡大され、切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実および野菜に付着するすべての無害生物を含むようになることを要請する。第1段階としてEU側から特にリクエストのあった9生物がリストに追加されるべきである。同時に非検疫リストに含まれていないクオリアーウィルスに対する許容レベルも引き上げられるべきである。これらの許容レベルはすべてのEU加盟国に便宜をもたらすものでなければならぬ。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.2食品安全および農産物/切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実、野菜の輸入 - 日本の非検疫生物リストによる。	
	EU、各加盟国に発生する動植物の疾病及び病害虫の種類及び発生状況が異なっていること 検疫業務は各加盟国の検疫当局が行っており、統一規則が制定されているとはいえ、各国の検疫体制及びその技術水準が均一ではないことから、我が国の各国に対する検疫上の要件もそれぞれの状況に応じて設定している。	c		EUの要望がEU域内を一つの検疫単位として取り扱い、ある加盟国で認められた検疫措置を他の加盟国にも自動的に認めるべきとの主張であれば、EU、各加盟国に発生する動植物の伝染性疾病・病害虫の種類及び発生状況が異なっていること 各国の検疫体制及びその技術水準が均一ではないこと EU域内への輸入又はEU域外への輸出に関し、欧州委員会との交渉権限の範囲、欧州委員会と加盟国動植物検疫当局との権限の関係等が明らかでないことから、EUを一つの検疫単位として扱い、加盟国ごとに現在認めている各措置をそれ以外の加盟国に自動的に認めることは、新たな動植物の伝染性疾病・病害虫の侵入防止を図る観点から適当ではないものと考えている。 さらに、当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、従来どおり日・EU規制改革対話の専門家会合等の場で協議を行うことが適当と考えている。		z1000024	農林水産省	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	5120	51200061	11	欧州委員会(EU)	61	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	EUは、EUにおいて届け出るべき疾病が発生した場合、日本が地域主義に関してEUレベルで取られた法的な決定を信頼することを要請する。このようなEU決定において認められたいかなる疾病・害虫清浄地域は、25のすべての加盟国における決定はEUからの産品を輸入する際の措置の適用を認めるべきである。少なくとも、日本政府と欧州委員会は早い時点で、このような認識に到達するための、実務的なプロセスを構築すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.3食品安全および農産物/動植物製品に関してEUを単一市場と認知することによる。	
	我が国未発生で我が国に侵入した場合、農業生産に著しい被害を及ぼす重大病害虫の発生国からの当該病害虫の寄主植物の輸入は、植物防疫法に基づき禁止している。輸入解禁のためには、輸出国側より重大病害虫の侵入防止措置(殺虫処理、病害虫無発生地域等)が開発され、その有効性が日本側植物検疫当局により確認される必要がある。	e		提出された技術データの検討は速やかに行い、回報しており、EUが指摘するように不当に手続きを遅延させていることはない。		z1000025	農林水産省	SPS認証の迅速化	5120	51200062	11	欧州委員会(EU)	62	SPS認証の迅速化	EUは、日本に対して、IPPCに基づき、非検疫生物リストを拡大し、果実、野菜、切り花および鉢植植物に見られるすべての無害生物を含めることを要請する。より詳細には、特にいくつかの未解決の現案(イタリア産の果実と野菜-特にオレンジのタロッコ種と、ハンガリーおよびギリシャ産の果実と野菜)および他の未解決のケースに関して過度に遅延することなく、輸入要請の手続きを進めることを要請する。SPS認証は、今後速やかに、遅滞なく行われるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.4.4食品安全および農産物/生鮮果実および野菜の輸入を承認する規制手続きによる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条、42条、46条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条、14条、14条の2、14条の3、14条の4	WTO協定に基づき、米麦や乳製品について国家貿易機関による輸入を実施	C		国民に対して、食料を安定的に供給することは国の基本的責務であり、我が国は、国内の農業生産や国民の食生活に占める地位に鑑み、極めて重要な品目については政府の責任において国内需要に見合う量を適切に輸入し、安定的な価格で国内市場へ供給する観点から、国家貿易機関による輸入を実施しているところである。この国家貿易機関はWTO協定上認められた存在であり、輸入の実施に当たっても、WTO協定に基づき適切に行なっているところである。従って、要望の措置は困難である。		z1000026	農林水産省	国家貿易機関の役割の見直し	5121	51210001	11	オーストラリア	1	国家貿易機関の役割の見直し	オーストラリアは、日本の消費者価格が市場力をできる限り制約しない形で決定されるような対策を日本が採用することを希望する。そのため、我々は、日本に対し下記の件を要望する。 食料市場への歪曲化された影響を検討し、そうした影響を軽減させる見直しを採るべきである。世界価格に近い価格で輸入品と国内産品を自由に選択出来ることにより、食料品の自由貿易による恩恵を確実に受けられるようにするべきである。 こうした見直しの結果を公表するべきである。	オーストラリアは、日本の規制緩和と推進計画のもとで、これまですべての要望書で国家貿易機関の問題を提起してきた。オーストラリアは、今日までに日本政府から受け取った回答により、提起された問題の幾つかに対し日本政府が取り組んできたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは、国家貿易機関の運営、特にこうした機関が日本の消費者がより低価格の食料品から受けられる恩恵を確実にしていることに、依然として懸念を持っている。低価格は消費者に利益をもたらす。改革をさらに支援し、経済効率を促進する。	農林水産省食糧部のような国家貿易の独占輸入機関は、価格設定(輸入のマーク・アップを含む)の権限を有し、貿易自由化により消費者が享受できる潜在的利益を否定している。さらに、農林水産省食糧部や、関与の度合いは少ないものの農畜産業振興機構(ALIC)は、ウルグアイ・ラウンド合意後も広範な裁量権を持って関税割当を管理し続けている。農林水産省食糧部によるコメ、小麦、その他穀物を含む全ての主食に対してや、農畜産業振興機構を通じて行われる輸入割当(例えば乳製品)による直接的な管理を行う権力が及んでいる。 こうした機関が市場に介入することは、外国の供給業者と消費者との間に不必要な障壁を設け、しばしば国内の消費者価格と国際価格との間に大きな価格差を生み出している。	
関税暫定措置法第7条の5	-	f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象となり得ない。	関税暫定措置法	z1000027	財務省、農林水産省	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	5121	51210002	11	オーストラリア	2	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	もし、BSEにより市場が混乱し、その後市場が回復するといった通常でない事情によって輸入がトリガーレベルを超過した場合、関税暫定措置法を改正し自動的なセーフガード発動条項を削除すべきである。これにより、日本の国会が裁量権を発揮し、そのような異常な状況においてセーフガード条項を発動するかどうかを決定できるようになる。	日本の国会は、毎年、様々な物品の関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を可決している。これに関連するものが、輸入が一定のセーフガードトリガーレベルを超えると、関税が譲許税率に自動的に戻るといった条件である。 輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントというレベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に引き上げる権利を有する。もしこのレベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き上げられ(「スナップバック」され)、その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次年度の第一四半期まで継続する。 セーフガードは冷蔵・冷凍牛肉に対し別々に適用され、トリガーレベルは四半期ごとの累計で計算される。即ち、当該年度の第一四半期と前年度の第一四半期の数字が比較される。当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。 牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるという合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産産を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の家畜中にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年初めにかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費者による需要の回復(特に食肉用牛の回復)に起因し、その結果輸入が117パーセントのトリガーレベルを超えた。これにより、2003年8月1日に冷蔵牛肉に対してセーフガードが発動され、2004年3月31日までセーフガードが継続された。 2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済)が実施した調査によると、牛肉セーフガードの発動は日本経済に140億円以上の損失(約500万米ドルの損失)を、消費者に対しては310億円の損失(約2億5000万米ドルの損失)をもたらすという試算がされた。日本の業界は損失を軽減するための措置を求めた。2003年末にはカナダと米国でBSEが発見され、それにより日本が関税からの牛肉輸入を停止したため、2004年を通じて牛肉の対日輸入量が再び大幅に落ち込んだ。 米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止されたため、2005年度のセーフガードのトリガーレベルは海外産に低くなる(第一四半期のトリガーレベルは冷蔵牛肉で51,467トン、冷凍牛肉で64,850トン)。もし、米国並びにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月以前に再開すると、2005年度の牛肉セーフガードが発動されるかも知れない。もし、米国並びにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月に開始される。当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。 牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるという合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産産を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。	
日本への輸入が禁止されている植物を、殺虫処理等現地(輸出国内)における検査措置の実施を条件に輸入解禁する場合、輸入解禁条件の一つとして我が国植物防疫官による現地における当該検査措置の実施確認を義務付けている。		b	III	我が国植物防疫官が殺虫処理等現地(輸出国内)における実施確認は、輸入禁止品のリスクを排除するための重要な措置の一つであり、輸入禁止品の我が国への侵入リスクを回避する観点から問題がないことが確認されない限り、これを廃止することはできない。このため、我が国植物防疫官の現地確認に代わる具体的な確認方法については、これまでの豪州における検査措置の実施の経験を踏まえ、より効率的な方法を日豪植物検疫定期協議等の場において植物検疫当局間による検討を行っているところである。		z1000028	農林水産省	日本国外における有害動植物処理に関する監督行為の見直し	5121	51210014	11	オーストラリア	14	日本国外における有害動植物処理に関する監督行為の見直し	オーストラリアの輸出基準の信頼性や、法的に実行可能な性質を有することや、日本の輸入検査の基準を考慮すると、日本政府は、オーストラリア国内で日本の植物防疫官が輸出前に立ち会うことを要求するという行政上の措置を見直すべきである。特に、商業上の選択次第で、我々は下記の選択肢の内どちらでも受け入れることが出来る。 日本の植物防疫官による検査監督要件は、日本到着時に農林水産省の植物防疫官が行う検査に相当するものとし、この監督行為を以て完全な事前承認の手続きへ移行すべきである。これにより日本の到着地での重複した検査の必要性が解消されるであろう。例えば、この手続きは日本の二十世紀型がオーストラリアに輸出される際に取られている。 または、オーストラリアの輸出管理法に基づいて実施される検査や認証を、現在日本で実施されている規制と同等のものとして行政上認めるべきである。	幾らかの果物・野菜の対日輸出に対し、日本の植物防疫官による輸出前処理の監督が行われる行政上の要件に関して、オーストラリアは農林水産省と引き続き討議が行われていることを歓迎する。 オーストラリアは、日本政府が動物・植物および人の健康の保護に必要な範囲の措置を実施するため、世界貿易機関(WTO)の「衛生植物検疫措置の適用」に関する協定(SPS Agreement)に準拠した主権を有することを承認している。 しかしながら、オーストラリアは、日本政府から派遣される植物防疫官による輸出前処理の監督行為と、オーストラリアの輸出管理法に基づいて行う検査や認証が重複していると考ええる。オーストラリア連邦法が規定する任務を遂行するAOIS検査官の能力と信頼性に対する日本側の欠如が対応に現れているのではないかと懸念している。人の健康と安全に関する懸念は、オーストラリアの輸出管理法に基づいて実施される検査や認証を、現在日本で実施されている規制と同等のものとして行政上認めるべきである。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
植物防疫法第5条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範囲にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。 2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。	b	III	1. SPS協定等の国際基準については、我が国の植物検疫制度のあり方を考える基盤になるべきものとする。 2. 当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)や日豪植物検疫定期協議等の場で双方の植物検疫専門家間で協議を行っていることが肝要であるとする。		z1000029	農林水産省	植物防疫法の見直し	5121	51210015	11	オーストラリア	15	植物防疫法の見直し	植物検疫に関する研究会報告書を受け、日本は、上記の点も含め、SPS協定の履行義務に反する植物防疫法の条項について広範な見直しを開始するべきである。 有害動植物が既に日本国内に存在し、国際植物防疫条約で定義された"official control"(公的防除)が行われていない場合は、輸入産品に対し水際で何らの措置も講じないことを正式に発表する政策声明を出すべきである。 - "quarantine pest"(検疫有害動植物)についての定義が、国際植物防疫条約(IPPC)と植物防疫法の間で明らかに異なり、関連法令においてさらに矛盾があること。 - 国際的に同意された"official control"(公的防除)の定義が、植物防疫法に含まれていないことや、また、植物防疫法において"指定有害動植物"(designated pests)について定めた現在の条項はこの定義に不適合で、意図的に輸入される植物においても、国際基準で裏付けられるものではない。 - 非検疫有害動植物(non-quarantine pest)のリストは不十分なものであり、新しく有害動植物を非検疫のリストに加えるための方法が煩雑であること。確認が必要とされる有効な記録が科学的・学術的文献に含まれているのに、6種の有害動植物の現在リストには日本に自然に発生する多くの昆虫や病害が認められていない。			
構造用集成材の日本農林規格(平成8年1月29日農林水産省告示第111号) 建築基準法	1 構造用集成材のJAS規格においては、JAS格付できる樹種があらかじめ規定されており、オーストラリアン サイプレスはこの中に含まれていない。規定された樹種以外の樹種については、規定された樹種と同等の性能を有する樹種であればJAS格付できる旨の規定があるものの、耐候性の評価など難しい問題があり、その同等性能を評価するシステムの構築に至っていない。 2 また、全てのJAS規格については、JAS法に基づき、制定等から5年を経過する日までに見直しを行うこととなっており、現在順次見直しを行っているところである。 3 なお、建築基準法では、JAS認定を取得していない材料を一般的な住宅の土台に用いることを妨げている。	1.b 2.e		1 構造用集成材のJAS規格については、見直しの素案の検討会を年内には開始することとしており、その中で、当該オーストラリアンサイプレス及び同等性能を評価するシステムについても議論することとしている。 2 なお、JAS認定を取得していない材料を建築物の一般的な住宅の土台に用いることは、現行において可能であるので、ご提案の要望理由に書かれている内容は事実誤認であると考えられる。		z1000030	農林水産省、国土交通省	オーストラリアン サイプレスのJAS認定化	5121	51210022	11	オーストラリア	22	オーストラリアン サイプレスのJAS認定化	日本がサイプレス集成材への最近の需要に応じるために、現行制度の下で提出された申請書の手続きを促進させる措置を考慮すべきである。 日本が現行のJAS規格見直しの枠組みの中で、JAS認定のための申請手続きを進捗させる新しい措置を導入するべきである。 日本が現行のJAS規格の見直し成果を示した明確なガイドラインを作成するべきである。 オーストラリアは、JAS規格を見直す際に、集成材と単板積層材のJAS規格問題について重要な議論が進められると認識を提出した。 2004年6月に発表されたJAS規格の見直しによる新しい手続において、申請書を再提出しなければならないという要件が手続きの一部として有るために、オーストラリアのサイプレスに関する申請書の状況を2007年3月末まで多分明らかにならない状況にある。 日本での需要が多い中で、申請検討期間が3年間にも及ぶことは、この製品を必要とする日本の企業に損失をもたらす、サイプレス製品を供給しようとするオーストラリアの企業にも多大な潜在的損失をもたらす。			
関税定率法(第三条及び別表)、関税暫定措置法(第二条及び別表第一)	関税分類上、栄養補助食品(ビタミンをもととしたもの)は調製食品に分類され、12%又は12.5%の関税が適用される。医薬品の関税は無税。	f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象となり得ない。		z1000031	厚生労働省、厚生労働省、農林水産省	栄養補助食品の自由化	5122	51220086	11	米国	86	栄養補助食品の自由化	米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。 米国への輸出用に日本で製造されている成分や補形薬の日本国内での販売を認める。 栄養補助食品のラベルや宣伝広告に教育的又は情報提供目的の文の表示を認める。 栄養補助食品の関税を同じ成分を含む医薬品と同等のレベルまで下げる。 国際貿易推進のため国際的指針や基準の確立に向けコーデックス委員会の栄養問題に関する活動への参加を増やす。 リスク評価を基にポテンシールミットを決定する。 厚生労働省は、安全でより効果的な製品の迅速な市場導入を確保することにより、日本の医療機器・医薬品の産業と市場の国際競争力を改善するという産業ビジョンの目標の達成を希望している。 2004年4月7日に設立された総合機構(PHDA)は、薬事承認のプロセスと市販後安全対策システムの透明性、適度及び予測可能性を向上させると期待されている。米国政府は、日本に以下の措置を講じるよう求める。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
【農林水産省所管の共済関係】 農業協同組合法 § 10、10の2、11の5、11の7～11の22、11の33～11の46、11の49、11の50、30、51、54の2、54の3、93～95の2、97の2 水産業協同組合法 § 34、123の2 農業協同組合共済事業指導要綱(昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知) 「水産業協同組合共済事業制度の運用について」(昭和59年1月23日付け59水漁第66号水産庁長官通知)	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	c, f	-	共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあうという制度であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。 協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。したがって、保険会社と同様の規制・監督・負担がなされるものではない。 なお、責任準備金については、各根拠法に基づき適正に積み立てられている。		z1000033	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220132	11	米国	132	共済について	全ての共済に民間競合会社と同一の法律、税率、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監制度を適用することにより、共済と民間競合会社の間に同一の競争条件を整備する。	共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		
【農林水産省所管の共済関係】 農業協同組合法 § 10、10の2、11の5、11の7～11の22、11の33～11の46、11の49、11の50、30、51、54の2、54の3、93～95の2、97の2 水産業協同組合法 § 34、123の2 農業協同組合共済事業指導要綱(昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知) 「水産業協同組合共済事業制度の運用について」(昭和59年1月23日付け59水漁第66号水産庁長官通知)	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	c, f	-	共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあうという制度であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。 協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したものである。このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。したがって、保険会社と同様の規制・監督・負担がなされるものではない。 なお、責任準備金については、各根拠法に基づき適正に積み立てられている。		z1000033	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	根拠法のある共済について	5122	51220133	11	米国	133	共済について	米国政府は、現在、金融審議会の保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、無認可共済にかかわる議論が行われていることを歓迎するとともに根拠法を有する共済に関しても早い時期に同様の見直しを開始されるよう求める。米国政府はさらに、これらの議論および関係省庁間の議論がオープンで透明性のある形で行われ、また利害関係者(外資系を含む)が議論に積極的に貢献し、関係省庁職員と意見交換をする機会が提供されるよう求める。	共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当な市場シェアを有している。共済には、保険の監督官庁である金融庁以外の省庁が規制をしているものがある。また、全く規制を受けていない共済(無認可共済)もある。無認可共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する日本政府の能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		
植物防疫法第5条の2	1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範囲にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。 2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。	b	III	1. ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)において採択されたガイドラインについては、我が国の植物検疫制度のあり方を考える基盤になるべきものと考えられる。 2. 当該要望は、本年11月1、2日に開催された第20回日米植物検疫定期協議(東京)等でも技術的な協議を行ったところである。 3. 当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、ICPMや日米植物検疫定期協議の場で双方の植物検疫専門家間で協議を行っていることが肝要であると考えられる。		z1000034	農林水産省	検疫有害動植物の防除	5122	51220137	11	米国	137	検疫有害動植物の防除	米国は日本が輸入農産物を差別なく取り扱うことを確保するため、非検疫有害動植物の枠組みを広げることを要請する。例えば、現在の慣行ではレタスのような輸入品を迅速に市場に出すには(不必要でコストのかかる)燻蒸消毒が必要とされているが、同じ病害虫を持つ国内産のものは日本中自由な配送が可能である。この現在の慣行と既存の国際定義・指針の間に生じた矛盾に対処するため、米国は農林水産省に対し、検疫有害動植物の防除に関する植物検疫制度を国際植物保護会議の定義・指針に基づき、少なくとも下記の原理を含むよう求める。 輸入品において既存の検疫有害動植物のまん延を防ぐための公的防除をしなくてはならない。 公的防除の定義は、検疫有害動植物の根絶または抑制を目的とするか、あるいは規制された非検疫有害動植物の管理のための義務的植生衛生規制の積極的な実施と、義務的植生衛生手続の適用とする。 公的防除とは、病害虫がまん延する区域内での撲滅または封じ込め、危険区域内での監視、保護区域での動きの管理を含む。 公的防除をするにあたり差別ない扱いをしなければならない。同じ病害虫に関して、国産品よりも輸入品に課せられた条件が厳重であってはならない。 公的防除の条件は透明性がなくてはならない。輸入品および国産品に課せられた条件は記録され、求められた場合情報公開されるべきである。 国産品と輸入品に課せられた条件は技術的根拠(リスク分析)に基づき差別のないリスク管理につながるようとする。	最近公表された日本の植物検疫に関する独立した包括的な調査によると、農林水産省はWTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づいた国際基準の制定ならびに技術的根拠がない場合、各国の植物検疫措置をこれらの国際基準に合わせることを提言した。本調査により日本が「国際基準に基づく植物検疫措置の適用の必要性を認識している」ことを確認した。しかし米国は日本が国際基準の適用を度々怠っている点と見ている。例えば、数多くの行為の累積により燻蒸消毒と同等の効果があると実証されている体系的アプローチなど、農業に代わる防虫策を日本は検討していないと思われる。米国政府は、日本が公的防除ならびに科学的なリスク分析と安全な貿易を確保する上で最小限の制限措置を適用するよう、国際植物保護会議の基準に基づき、より国際的に認められている植物検疫制度を導入することを奨励する。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
	非検疫有害動植物の選定は、PRA(有害動植物危険度評価)に基づいて行われている。	b		<p>1. 本年5月に取りまとめられた「植物検疫に関する研究会」の報告書を受けて、輸入植物のリスク管理をより一層IPPC(国際植物防疫条約)等の国際的な基準に近づけたものにするを目的として、輸入植物の種類及びその用途、輸送形態等を考慮した科学的根拠に基づくPRA(病害虫危険度解析)を実施することとしている。</p> <p>2. 当該要望は、本年11月1、2日に開催された第20回日米植物検疫定期協議(東京)等でも技術的な協議を行ったところである。</p> <p>3. 当該要望は、両国植物検疫当局間で科学的根拠及びデータに基づいた技術的な協議により問題解決を図る必要があり、ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)や日米植物検疫定期協議の場で双方の植物検疫専門家間で協議を行っていくことが肝要であると考えます。</p>		z1000035	農林水産省	病害虫のリスク分析と管理	5122	51220138	11	米国	138	病害虫のリスク分析と管理	<p>米国は日本の衛生植物検疫措置が、既存の検疫規制に対し危険性に応じた代替手段を考慮し、病害虫の危険に対し十分な科学的根拠を提供するリスク分析をした上で講じられるよう日本に要請する。リスク分析をする際、国際植物保護会議の指針や基準を取り入れるよう米国は日本の農林水産省に下記の事項を含むがそれに限らず求める。</p> <p>病害虫のリスク分析は病害虫の侵入、定着、まん延の可能性を含むべきである。</p> <p>病害虫のリスク分析の開始から危険防除方法の選択まで、リスク分析の全経過が透明で且つよく記録され、求められた場合情報公開されるべきである。</p>		<p>最近公表された日本の植物検疫に関する独立した包括的な調査によると、農林水産省はWTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づいた国際基準の制定ならびに技術的根拠がない場合、各国の植物検疫措置をこれらの国際基準に合わせることを提言した。本調査により日本が「国際基準に基づく植物検疫措置の適用の必要性を認識している」ことを確認した。しかし米国は日本が国際基準の適用を度々怠っていると見ている。例えば、数多くの行為の累積により燻蒸消毒と同等の効果があると実証されている体系的アプローチなど、農業に代わる防虫策を日本は検討していないと思われる。米国政府は、日本が公的防除ならびに科学的なリスク分析と安全な貿易を確保する上で最小限の制限措置を適用するよう、国際植物保護会議の基準に基づき、より国際的に認められている植物検疫制度を導入することを奨励する。</p>	